令和８年４月改定

紙おむつ等給付事業のご案内

要介護高齢者の在宅生活継続と、介護しているご家族の負担軽減のため、
紙おむつ等の介護用品の給付を行っています。

1　対象者



６５歳以上の在宅高齢者で下記の要件にすべて該当する方

① 介護保険法に基づく要介護認定が要介護 3～5 と認定された方
② 紙おむつを必要とされている方

※ 施設等に入所又は１か月に達する入院をしている方は**対象外**です。
※ 介護、食事の提供等のサービスを受けている場合（有料老人ホーム等を含む）は、施設とみなし対象外です。
※ 対象外の方が給付を受けた場合は全額利用者負担となります。

2　サービス内容

当事業の受託事業者から、利用する１社を選択します。
月に１度、月額 6,000 円の限度額内で、選択した事業者の取扱商品から介護用品を注文できます。

介護用品…紙おむつ類・おむつカバー・防水シーツ・使い捨て手袋・消臭剤・
清拭剤・ドライシャンプー (給付品は組合せで選択可)

※ 生活保護受給者等は、紙おむつ類・おむつカバーが対象外、限度額が月額 3,000 円になります。
※ 限度額を超えた分は全額利用者負担となります。
※ １ヶ月の利用金額が限度額に満たない場合も、繰越はできません。
※ 原則**毎月１回の配送**です。追加注文・再配達はできません。

3　利用料

下記の利用者負担率に応じて、利用料を事業者に支払います。

利用者世帯の階層区分	利用者負担率
生活保護法による被保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0%
減免（市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者） 川崎市在宅福祉サービス利用負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者	5%
市町村民税本人非課税	10%
市町村民税本人課税	20%

※ 利用者負担率は毎年８月に見直します。ただし、生活保護や減免対象者については、その都度利用者負担率の見直しを行います。

4　新規利用の申請

利用を希望する方は、各区高齢・障害課に申請してください。

5　新規利用の決定

申請後、利用の可否を決定し、結果を通知します。
決定通知書の決定効力発生日が 1～15 日までの場合は当該月分、16 日から末日までの場合は翌月分から給付を受けられます。事業者から連絡がありますので、希望商品を注文してください。（事業者・取扱品一覧は区役所等で確認できます）
※決定通知書が届いた後、25 日までに事業者からの連絡がなくカタログが届かない場合、事業者へご連絡ください。その他ご不明点等がございましたら、各区高齢・障害課へご連絡ください。

6　変更

事業者の変更、市内転居、生活保護受給状況の変更等の場合は、各区高齢・障害課に**変更の申請が必要です**。
事業者の変更は、申請受理日が 1～20 日の場合は翌月、21 日～末日の場合は翌々月からの変更となります。

7　廃止（停止）

次に該当する場合は本事業の対象外となりますので、各区高齢・障害課に**廃止（停止）の申請が必要です**。
※ 対象外の方が給付を受けた場合は、全額利用者負担となり、後日請求が発生します。

①要介護度が３～５以外となった又は認定期間が満了したとき
（更新が遅れると廃止になる場合があります）
②要綱で定める施設等に入所したとき
③医療機関への入院又は自宅以外の場所での宿泊が１か月に達するとき
④死亡、市外転出、その他紙おむつを必要としなくなったとき
※ 職権により廃止（停止）する場合があります。

8　申請窓口・問合せ

区役所　高齢・障害課	住　　所	電　話
川崎区役所 高齢･障害課 高齢者支援係	川崎区東田町８	２０１-３０８０
幸区役所 高齢･障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町１-１１-１	５５６-６６１９
中原区役所 高齢･障害課 高齢者支援係	中原区小杉町３-２４５	７４４-３２１７
高津区役所 高齢･障害課 高齢者支援係	高津区下作延２-８-１	８６１-３２５５
宮前区役所 高齢･障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平２-２０-５	８５６-３２４２
多摩区役所 高齢･障害課 高齢者支援係	多摩区登戸１７７５-１	９３５-３２６６
麻生区役所 高齢･障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺１-５-１	９６５-５１４８

（令和８年４月改定）